

採択

婚外子差別撤廃のため戸籍法改正を求める意見書

平成25年9月4日に最高裁判所大法廷は、14人の裁判官全員一致で、婚外子（嫡出でない子）の法定相続分を婚内子（嫡出子）の2分の1とする民法の規定（第900条第4号ただし書の一部）を憲法違反と決定し、同年12月の臨時国会において、この規定は改正された。

法務省では、この民法改正と併せて、出生届の「嫡出子」・「嫡出でない子」の別の記載欄を撤廃する戸籍法改正案を準備していたものの、国会への提出には至らなかった。同年9月26日に最高裁判所第一小法廷が戸籍法のこの規定を合憲と判断したことから、緊急性がないということが提出が見送られた主な理由とされている。しかし、婚内子と婚外子を区別する最も大きな民法上の規定が廃止された以上、戸籍法のこの規定はほとんど意味をなさないものであり、また、戸籍実務上も、出生届に基づく戸籍の作成に当たり必要のないものである。

近年、諸外国においても婚外子差別の撤廃が進み、多くの国が法改正を行っている。我が国の戸籍法の規定は、既に改正された民法の相続分差別規定とともに、国連人権諸機関から繰り返し法改正を勧告されており、婚外子の人権尊重のために一刻も早い法改正が望まれている。

また、平成16年11月に戸籍の続柄の記載方法が変更され、婚外子も「長男」、「長女」等と記載されるようになったが、それ以前に出生届が提出された婚外子は、続柄欄に「男」、「女」と記載され、婚外出生が明らかに分かるものとなっていた。現制度では、本人又は母の申出により記載の変更は可能だが、現に婚外子差別がある中で自ら名乗り出すことには困難を伴う。また、国をはじめ行政による広報も十分なされていないため、制度改正自体を知らない人も大勢いる。

そもそも、戸籍の続柄欄に「長男」、「長女」等の出生順の序列をつけた記載をしていたのは、家督相続の順序を明確にするためであり、戦後、家督相続制度が廃止されて以降は、必要のないものである。

よって、国会及び政府におかれては、婚外子差別を誘発しかねない要因を除去するとともに、戸籍実務上不要な事項を廃止して事務を簡素化するため、次の事項について実現されるよう強く要望する。

1 戸籍法第49条第2項第1号の規定を削除し、出生届における「嫡出子」・「嫡出でない子」の別の記載欄を廃止すること。

2 戸籍法第13条第4号及び第5号の規定を改正し、戸籍の記載事項から、実父母との続柄及び養父母との続柄を廃止すること。

なお、続柄廃止に伴い、性別を明らかにする必要がある場合は、性別欄を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月29日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

茅ヶ崎市議会